

勝連城跡周辺文化観光拠点整備基本計画(案)について 住民説明会を開催します

うるま市は世界遺産である勝連城跡及びその周辺一帯を本市の文化・観光拠点として位置づけ、観光・文化振興及び地域活性化等に資する複合的な機能を集約させたエリアの創出を目指す『勝連城跡周辺文化観光拠点整備基本計画』の作成を進めています。これまでに市民ワークショップや、市職員で構成されたプロジェクトチーム会議等を行い、整備の課題や方針について検討を行ってきました。

つきましては計画作成に向けてのこれまでの取組みや、「勝連城跡周辺文化観光拠点整備基本計画(案)」について、下記の日程で**住民説明会を開催します**のでふるってご参加ください。



【勝連城跡】



【市民ワークショップの様子】

開催日時 平成25年6月11日(火)午後7時～
開場 健康福祉センターうるみん3階 視聴覚室

お問い合わせ
うるま市役所 都市計画課 ☎965-5620

認可外保育施設を設置した場合、設置した日から1ヶ月以内に県知事へ届出るよう義務づけられています。

■届出対象施設・届出対象外施設

施設種別	届出対象施設	届出対象外施設
以下のどの施設にも該当しない保育施設	乳幼児が6人以上の施設	乳幼児が5人以下の施設
ベビーホテル 次の条件のうち、どれか一つでも該当する施設 ●夜8時以降の保育を行っている ●宿泊を伴う保育を行っている ●利用児童のうち一時預かりの乳幼児が半数以上	乳幼児が6人以上の施設	乳幼児が5人以下の施設
事業所内保育施設 企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児を対象とする施設	従業員の乳幼児以外に乳幼児を6人以上預かる施設	従業員の乳幼児以外の乳幼児が5人以下の施設
店舗などにおいて顧客の乳幼児を対象にした一時預かり施設 (例)自動車教習所・スポーツ施設など	顧客の乳幼児以外の乳幼児を6人以上預かる施設	顧客の乳幼児以外の乳幼児が5人以下の施設
臨時に設置された施設 (例)イベントなどでの一時預かり施設	6ヶ月を越えて設置される施設	6ヶ月を限度に設置される施設
親族間の預かり合い (設置者の4親等内の親族を対象)	親族の乳幼児以外に乳幼児を6人以上預かる場合	親族の乳幼児以外の乳幼児が5人以下の場合

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的に設置する施設で、県知事の認可が必要な認可保育所以外の施設の総称です。届出を怠ったり、虚偽の届出をしたときは、過料が課せられる場合があります。届出がまだの事業者はお早めに届け出てください。県知事への届出対象施設・届出対象外施設は左記のとおりです。詳しくは沖縄県のホームページで案内しております。

【申請方法】

保育課備え付けの申請書を提出

■設置届けの提出先

うるま市役所 保育課

■問い合わせ

沖縄県青少年・児童家庭課

☎866-2174

うるま市役所 保育課

☎098-973-5427

※乳幼児の数については、一時預かり児童を含めます。

※約款やパンフレットなどで確認できない場合や、今後6人以上の受入を予定している場合も届出対象になります。(沖縄県HPより)